## 琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和2年7月20日午前9時00分琴平町役場3階大会議室に召集する。

| 出 | 席委員 |    |     |    |    | 欠席委員 |
|---|-----|----|-----|----|----|------|
| 8 | 宮﨑  | 知純 | 9   | 森本 | 初美 |      |
| 4 | 山田  | 悟  | 1 0 | 大場 | 重信 |      |
| 1 | 大森  | 薫之 | 1 1 | 山本 | 重憲 |      |
| 2 | 都村  | 尚志 | 1 2 | 宮脇 | 久雄 |      |
| 3 | 西島  | 好弘 |     |    |    |      |
| 5 | 宮武  | 悟  |     |    |    |      |
| 6 | 神餘  | 哲夫 |     |    |    |      |
| 7 | 松浦  | 修  |     | •  |    |      |

業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二 書記 渡辺 泰地

## <議事日程>

- 1. 琴平町農業委員会会長及び職務代理者互選の件
  - ・ 議席の決定について
  - ・ 会議録署名議員の指名について
  - ・ 会期の決定について
  - ・ 会長及び職務代理者の互選について
- 2. 一般社団法人香川県農業会議会員の指名の件

議案第1号 農地法第5条許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 非農地判断について

議案第4号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方

式】について

報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について

その他

事務局 改選直後ですので、農業委員会などに関する法律21条の1により町長名 により招集しております。

町長 挨拶

事務局 続きまして、任命書のお渡しに移りたいと思います。 (五十音順で町長が渡しに回る。)

事務局 会長が互選されるまで仮議長を選出し議事の進行をおねがいしたいと思います。今回も町長にお願いしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

それでは、町長の方で議事進行よろしくお願いします。

町長 それでは、委員の皆様のご了解を頂きましたので、新しい会長がきまりますまで、私の方で議事を進めさせて頂きます。よろしくご協力をお願いします。それでは、議席の決定について議題とさせて頂きます。 事務局より説明お願い致します。

事務局 議席の決定について従来、五十音順のくじ引きによって決定するやり方で しておりましたが、今回もそのやり方でよろしいですか。

「異議なし」の声

それでは、皆様の同意を得られましたので順番に前にでてきていただきま して、抽選のくじ引きをお願い致します。

各々で抽選を実施

事務局 抽選実施後、議席番号と委員名を読上げ。

プレートの横の数字を元に議席の番号順に席移動。

町長 それではそれぞれの議席番号が決定しましたので、議事を進めさせて頂きます。

会議録署名委員の署名について、こちらで指名することに異議ありませんか。

## 「異議なし」の声

それでは、会議録署名委員 1番 大森委員さん 2番 都村委員さんに お願いします。

続いて 会期の決定について 本日1日とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声

会期については本日1日と決定します。

続いて、会長及び職務代理者の互選についてお諮りします。

互選の方法は如何いたしますか。

「議長一任」の声

町長 前回、互選という方法をとらして頂いておりますが、今回も前回の様な互 選という方法でお諮り頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんで しょうか。

「異議なし」の声

それでは、前回と同様に互選ということで選出いただきます。

まずその互選の方法でございますが、各地区より推選委員を出して頂いて 協議をしたらどうかというふうに考えておりますが如何でしょうか。

「異議なし」の声

それではご異議ないようなので、各地区より推選委員を選出して頂いて協議にうつりたいと思います。

琴平及び五條、榎井、苗田、上櫛梨、下櫛梨の各地区より推選委員を1名 決めて頂きたいと思います。

事務局別室に移動して協議をしますので、よろしくお願い致します。

町長 それでは暫時休憩といたします。

琴平・五條に大森委員、榎井に神餘委員、苗田に松浦委員、上櫛梨に西島 委員、下櫛梨に山本委員を決定し、別室に移動して協議をする。

町長 それでは会議を再開します。

会長、職務代理者の互選について、ただいまの推選委員会の結果発表を代表して神餘委員にお願いしたいと思います。

神餘委員 ただいまの推選委員5名による選考の結果、会長に宮崎さん、職務代理者 に山田さんになりました。どうぞよろしくお願いします。

町長 それでは、推薦結果についてお計りいたします。

ただいまの推薦委員会の選考結果を神餘委員に発表していただきましたが、会長に宮﨑委員を、職務代理者に山田委員を推選委員会によりそれぞれ推薦されました。

宮崎知純氏を会長に山田悟氏を職務代理者にそれぞれ選任することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

町長 よろしくお願いしたいと思います。

町長 続いて一般社団法人香川県農業会議会員の指名について事務局より説明 お願いします。

事務局 一般社団法人香川県農業会議の定款によりますと、会員の構成員に県内の 市町に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員となっております。

> 以って原則会長が一般社団法人香川県農業会議定款6条4項4号会議委員 にあたるので会長 宮崎知純氏になることを説明。

皆様方にお諮りしていただきたいと思います。よろしくお願します。

町長 それでは、宮崎会長にお願いするということでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

町長 これで会長並びに職務代理者が決定いたしましたので今後は、進行をお願 いしたいと思います。

皆様方の御協力により議事が進行できたことについて厚くお礼申しあげます。

会長·職務代理者席移動。

会長 挨 拶

会長それでは議事にはいります。

会長 **議案第1号 番号1 農地法第5条許可申請について**事務局より説明お 願いします。

事務局 番号1 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書2ページをご覧下さい。

申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所につきましては中部浄水の50m西側にあたり、南側が北山北浦線に面しておるところでございます。

水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、 また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致 しております。

会長 議案1号 番号1について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

地元委員 譲渡人は愛知県に住んでおり、管理することが難しくなっています。譲受 人は申請地の対角に家があるため今回の申請がありました。土地改良区など の調整も済んでおり、特に問題無いように思います。どうぞご審議のほどよ ろしくお願いします。 会長 議案第1号 番号1 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第1号 番号1 について決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 番号1 農地法第5条許可について賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 番号1 は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第1号 番号2 農地法第5条許可申請にについて**事務局より説明 お願いします。

事務局 番号2 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所につきましては原田琴平線を北上していき、苗田本村線で右折すると、250mの左手に西福寺があり、その対面の土地でございます。隣接の境界等もできていますし、水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等添付書類も揃っています。また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案1号 番号2について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

地元委員 番号2については西福寺を利用されるお客さん用として毎年駐車スペースが足りていないということから駐車場にしたいとのことでした。土地改良区などの調整も済んでおり、特に問題無いように思います。どうぞご審議のほどよろしくお願いします。

会長 議案第1号 番号2 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第1号 番号2 について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号 番号2 農地法第5条許可について賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 番号2 は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第1号 番号3 農地法第5条許可申請にについて**事務局より説明 お願いします。

事務局 番号3 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所につきましては石井神社の南側の二枚目の土地でございます。隣接の境界等もできていますし、水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等添付書類も揃っています。また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案1号 番号3について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

地元委員 番号3について、以前一角に家が建てられており、その周りにソーラーパネルを作る予定にしています。土地改良区などの調整も済んでおり、特に問題無いように思います。どうぞご審議のほどよろしくお願いします。

会長 議案第1号 番号3 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第1号 番号3 について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号 番号3 農地法第5条許可について賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第1号 番号3 は原案のとおり決定することにいたします。

## 会長 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

事務局より説明お願いします。

事務局 お手元の議案書5~6ページをご覧下さい。

農用地利用集積計画総括表 整理番号1~4、権利の受け手、権利の出し 手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上 げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18 条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

令和2年7月31日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわりますよう、よろしくお願いいたします。

会長 議案第2号についてご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地 利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

> 多数挙手により賛成でありますので、議案第2号は原案のとおり決定する ことにいたします。

会長 議案第3号 非農地判断について、事務局より説明お願いします。

事務局賃貸人、賃借人、申請地について読み上げて説明。

場所につきましては、桜の抄の裏側(西側)になります。

申請者のお話によると、畑をしたような形跡もなく、昭和23年当時の航空写真で見ても木が生えてるような形が写っています。今現在は少なくとも畑としては見れなく、非農地という判断で間違いではないのかと思い受理しております。

会長 議案第3号についてご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号について、決定することにご異議はございませんか

「異議なし」との声

会長 それでは、非農地判断について、賛成の方は挙手をお願いいたします。 多数挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定することといたします。

会長 **議案第4号** 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】について事務局より説明お願いします。

事務局 お手元の議案書 ページをご覧下さい。

農用地利用集積計画総括表 整理番号1、権利の受け手、権利の出し手、 地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げ て説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18 条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

令和2年7月31日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわりますよう、よろしくお願いいたします。

会長 議案第4号についてご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第4号について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

> 多数挙手により賛成でありますので、議案第4号は原案のとおり決定する ことにいたします。

「異議なし」との声

会長 報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について、事務局より説明お願いします。

事務局 賃貸人、賃借人、申請地について読み上げて説明。

会長 報告第1号についてご質問、ご意見はございませんか。

会長 報告第1号について、決定することにご異議はございませんか

会長
今月の議事は以上になります。事務局側から連絡事項等ありますか。

会長 次回は、8月20日(木)午前9時00分でお願いいたします。

会長以上で今月の農業委員会を閉会いたします。